

岩手県告示第 923 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 9 月 22 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人ゆとりが丘クリニック	岩手郡滝沢村滝沢字土沢 541 番地	訪問看護ステーションゆとりが丘	岩手郡滝沢村大釜字上竹鼻 123 番地 4	平成 18 年 7 月 31 日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人ゆとりが丘クリニック	岩手郡滝沢村滝沢字土沢 541 番地	訪問看護ステーションゆとりが丘	岩手郡滝沢村大釜字上竹鼻 123 番地 4	平成 18 年 7 月 31 日